令和5年度運転免許取得・特例教習受講助成金のご案内

大型・中型・準中型・けん引自動車免許取得及び中型・準中型自動車免許の限定解除、**特例教習の受講**を対象として、助成事業を行います。下記条件により実施しますのでご案内いたします。

記

- 1. 申請期間 令和5年6月1日(木) ~ 令和6年2月29日(木)(土田祝田及び休館日は除く) ※令和5年3月1日(水)から令和6年2月29日(木)までに取得し、支払いが 完了したものを対象とする。但し、準中型免許の取得、準中型免許の限定解除、 特例教習の受講に関しては、令和4年4月1日(金)から令和6年2月29日 (木)までに取得または受講し、支払いが完了したものを対象とし、高等学校 新卒者等で、当該事業者入社前の在学中(令和4年度中)に、準中型免許を取 得した場合も対象とする。※期間内であっても予算額に達した場合は、その時点で終了する。
- 2. 助成対象 大型・中型・準中型・けん引自動車免許取得及び中型・準中型自動車免許の限定解除・特例教習の受講のために自動車教習所等でかかる費用の一部を助成する。
- 3. 助成金額 免許取得に係る費用 (消費税を除く) の2分の1 (千円未満切り捨て) 特例教習の受講に係る費用 (消費税を除く) の3分の1 (千円未満切り捨て) 各種免許取得・特例教習受講の1名あたりの上限金額は下記の表の通りとする。

大型免許	1名あたり	90,000円 (上限)
中型免許	1名あたり	40,000円 (上限)
けん引免許	1名あたり	40,000円 (上限)
中型限定解除	1名あたり	25,000円 (上限)
準中型免許	1名あたり	40,000円 (上限)
準中型限定解除	1名あたり	25,000円 (上限)
特例教習受講	1名あたり	10,0000円(上限)

- ※国等から助成金が交付された場合や運転者が個人で運転免許取得費用・ 特例教習受講費用を支払った場合は、対象外。個人宛名の領収証不可。
- ※申請は1事業者あたり45万円を助成上限とする。
- 4. 交付要件 次の①、②の要件を満たす場合に限り交付対象とする。
 - ①栃ト協の会員事業者であること。
 - ②当該運転者が、助成金申請時に当該事業者に在籍し、<u>運転者</u>として従事していること。
 - ※<u>準中型免許の取得・準中型免許の限定解除・特例教習受講</u>に関しては、上 記の①、②に加えて、次の③~⑤の要件を満たす場合に限り交付対象とす る。
 - ③当該事業者が、令和4年4月1日以降に当該運転者を採用していること。
 - ④当該運転者は、平成元年6月2日以降の生まれであること。
 - ⑤当該運転者が、令和4年4月1日以降に自動車教習所等を活用して、 特例教習の受講修了または準中型免許を取得・準中型免許の限定解除を していること。
- 5. 申請要領
- 別紙1に次の書類を添えて申請。①自動車教習所等に支払った費用の領収書の写し、②健康保険証の写し、③免許取得は免許取得後の運転免許証の両面の写し、特例教習は特例教習受講修了を証明する書類の写し④在籍確認するものの写し(運転日報、点呼簿、直近月の賃金台帳、運転者台帳)のいずれか1点、※運転日報、点呼簿は、申請日直前の連続する3日間分、⑤別紙2「運転免許取得者・特例教習受講修了者名簿」
- ※原則、交付申請書は事業完了日から3か月以内または令和6年2月29日までのいずれか早い日までに提出願います。但し、領収証を交付申請時に添付できない場合は、後日提出でも可とする。